平成２６年（フ）第３４号
山形県東置賜郡川西町大字時田667番地の２
債務者　古山　勝真
1　決定年月日時　平成26年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２６年（フ）第８２号
千葉県佐倉市臼井48番地２
債務者　平林　敏郎
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第８３号
千葉県佐倉市弥勒町65番地１　ハイホーム佐倉Ｉ番館415号
債務者　石塚富士夫
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第９８号
千葉県成田市美郷台２丁目27番地６アベニールＡ棟105号
債務者　金田　保昭
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２６年（フ）第３５号
千葉県袖ケ浦市野里1814番地１
債務者　斎藤　順也
1　決定年月日時　平成26年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２６年（フ）第１３７号
高知市一宮中町１丁目９番３号
債務者　高瀬　修司
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１５２号
高知市中秦泉寺115番地
債務者　渡辺　　毅
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第３３号
島根県出雲市大津町2358番地
債務者　松﨑菜美香
1　決定年月日時　平成26年６月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年７月29日午後２時
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第２３７６号
大阪市福島区玉川２丁目３番16―402号
債務者　松本　直子
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１５９号
静岡県磐田市明ケ島原３番地21
債務者　大谷　公彦
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１６０号
静岡県磐田市明ケ島原３番地21
債務者　大谷　貴子
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１６８号
静岡県湖西市鷲津3564番地　サカエハイツ２―202―11、前住所愛知県豊田市明和町４丁目25番地１　小ゆり荘205号
債務者　丸井　福三
1　決定年月日時　平成26年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月１日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
北海道釧路郡釧路町曙４丁目５番地10　幸豊ハイツ３号室
債務者　鵜ノ澤チエミ
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第７３１号
横浜市戸塚区汲沢１丁目11番10―101号
債務者　白井　敏明
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８７６号
横浜市西区浅間台６番地　ハマノ愛生園
債務者　佐藤　チヱ
1　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年８月６日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１９１号
富山市中川原18番地16、前住所富山市中川原314番地10
破産者　ＳＯ　ＦＡＲ　ｐｌｕｓ　ｏｎｅこと天空ＲＩＳＥことＳｐｉｒａｌ　Ａｒｔｓこと　高橋　祥行
1　決定年月日　平成26年６月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部